

【協定第43号】

学校給食の取扱いについて

学校給食の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協定項目	学校給食の取扱い
調整の内容	2 学校給食の運営及び給食費については、新町において調整する。
調整の具体的内容	学校給食の運営及び給食費については、新町において給食運営委員会を設置し調整する。
上記の内容の調整結果	<p>1. 運営委員会の組織について</p> <p>①委員数 30人以内</p> <p>②委員の構成（次に掲げる職にある者のうちより）</p> <p>教育長 学校教育課長 関係学校長 関係PTA会長 学校栄養士 その他給食運営に必要と認める者</p> <p>2. 任期 1年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）</p> <p>3. 運営委員会は、教育委員会の諮問により次に掲げる事項を審議する。</p> <p>①学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に関する事項。</p> <p>②給食の企画運営。</p> <p>③給食費の予算・徴収。</p> <p>④給食物資の購入。</p> <p>⑤関係団体との連絡調整。</p> <p>⑥その他学校給食に関し、必要な事項。</p> <p>上記の内容により、給食運営委員会を合併時、設置します。</p>